平成26年12月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成24年(ワ)第11459号 特許権に基づく損害賠償請求権不存在確認等請求事件 (口頭弁論の終結の日 平成26年10月23日)

判

東京都千代田区〈以下略〉

原 告 株式会社NTTドコモ 同訴訟代理人弁護士 大 野 聖 同 小 林 英 了 たえ 同 本 橋 子 同訴訟代理人弁理士 田 中 久 子

ドイツ連邦共和国 プラッハ ツークシュピッツシュトラーセ 15

被 告 アイピーコム ゲゼルシャフト

ミット ベシュレンクテル ハフツング ウント コンパニー コマンディートゲゼルシャフト

片 同訴訟代理人弁護士 Щ 英 同 服 部 誠 同 中 村 閑 牧 恵美 子 同 同 黒 董 \blacksquare 同 岩 間 智 女 同 村 \mathbb{H} 真 同補佐人弁理士 相 \blacksquare 義 明 主 文

1 原告が別紙1物件目録記載の通信サービスを提供したことについて、 被告が原告に対して特許第4696179号の請求項9及び22に係 る特許権の侵害を理由とする損害賠償請求権又は不当利得返還請求権 を有しないことを確認する。

- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決に対する控訴のための付加期間を30日と定める。

事実及び理由

第1 請求

主文第1項,第2項同旨

第2 事案の概要

本件は、「FOMA」という名称の携帯電話通信サービスを提供する原告が、主文第1項掲記の特許権を有する被告に対し、上記サービスを提供した行為は上記特許権を侵害するものではないと主張して、不法行為に基づく損害賠償債務又は不当利得返還債務の不存在確認を求める事案である。

- 1 前提事実(当事者間に争いがないか,後掲の証拠及び弁論の全趣旨により 容易に認定することができる事実)
 - (1) 当事者

原告は、携帯電話による通信サービスの提供等を業とする株式会社である。 被告は、携帯電話による通信に関する特許権の買収及びそのライセンス活動を業とするドイツ連邦共和国法人である。

(2) 被告の特許権

ア 被告は、次の特許権(以下「本件特許権」という。また、その特許出願 の願書に添付された明細書及び図面を「本件明細書」という。)の特許権 者である。

特 許 番 号 特許第4696179号

出願日平成22年9月17日(特願2010-209728)

登 録 日 平成23年3月4日

発明の名称 アクセス権限を通信網の少なくとも1つの移動局に設

定する方法,移動局,移動局として構成された通信網 の作動方法,および,通信システム

イ 本件特許権に係る特許請求の範囲の請求項9の記載は、次のとおりである(以下、当該発明を「本件発明1」という。また、ランダム数又は 擬似ランダム数を併せて「ランダム数等」ということがある。)。

「 少なくとも1つの基地局(100)を備える、移動無線網として構成された通信網の作動方法であって、

前記基地局は、少なくとも2つの移動局(5, 10, 15, 20)の存在する無線セルを展開し、

前記基地局(100)は,前記少なくとも2つの移動局(5,10,15,20)に情報信号と,当該情報信号とともにアクセス権限データ(5)を送信し,

当該情報は、どの移動局(5,10,15,20)に対して、複数の移動局により共通に使用可能通信チャネル(30)上で基地局に送信するための権限が割り当てられているかという情報を含んでいる方法において、

前記アクセス権限データ(55)は、アクセス閾値(S)に対するアクセス閾値ビット(S3, S2, S1, S0)と、複数の移動局(5, 10, 15, 20)のユーザクラスに対するアクセスクラス情報(Z3, Z2, Z1, Z0)を含んでおり、

前記アクセス権限データ(55)は、共通に使用可能な通信チャネル(30)への移動局(5,10,15,20)によるアクセスを、次のように許可するよう作成されており、すなわち所属のアクセスクラスビットが第1の値を有するユーザクラスに所属する移動局が、アクセス閾値(S)に関係なく通信チャネルにアクセスすることができるように作成されており、

所属のアクセスクラスビットが第2の値を有するユーザクラスに所属す

る移動局は、通信チャネルへの当該移動局のアクセス権限を検出するために、前記アクセス閾値(S)がランダム数または擬似ランダム数(R)と比較されるアクセス閾値評価を実行しなければならず、少なくとも1つの移動局(5,10,15,20)の通信チャネルへのアクセス権限が比較結果に依存して割り当てられることを特徴とする方法。」

- ウ 本件発明1は、以下の構成要件に分説される(以下、各構成要件を「構成要件A」などという。)。
 - A 少なくとも1つの基地局(100)を備える,移動無線網として構成 された通信網の作動方法であって。
 - B 前記基地局は、少なくとも2つの移動局(5, 10, 15, 20)の 存在する無線セルを展開し、
 - C 前記基地局(100)は、前記少なくとも2つの移動局(5, 10, 15, 20)に情報信号と、当該情報信号とともにアクセス権限データ(55)を送信し、
 - D 当該情報は、どの移動局(5,10,15,20)に対して、複数の移動局により共通に使用可能通信チャネル(30)上で基地局に送信するための権限が割り当てられているかという情報を含んでいる方法において、
 - E 前記アクセス権限データ(55)は、アクセス閾値(S)に対するアクセス閾値ビット(S3, S2, S1, S0)と、複数の移動局(5, 10, 15, 20)のユーザクラスに対するアクセスクラス情報(Z3, Z2, Z1, Z0)を含んでおり、
 - F 前記アクセス権限データ (55) は、共通に使用可能な通信チャネル (30) への移動局 (5,10,15,20) によるアクセスを、次の ように許可するよう作成されており、すなわち
 - F1 所属のアクセスクラスビットが第1の値を有するユーザクラスに

所属する移動局が,アクセス閾値(S)に関係なく通信チャネルに アクセスすることができるように作成されており,

- F2 所属のアクセスクラスビットが第2の値を有するユーザクラスに 所属する移動局は、通信チャネルへの当該移動局のアクセス権限を 検出するために、前記アクセス閾値(S)がランダム数または擬似 ランダム数(R)と比較されるアクセス閾値評価を実行しなければ ならず、少なくとも1つの移動局(5,10,15,20)の通信 チャネルへのアクセス権限が比較結果に依存して割り当てられる
- G ことを特徴とする方法。
- エ 本件特許権に係る特許請求の範囲の請求項22の記載は、次のとおりである(以下、当該発明を「本件発明2」といい、本件発明1と併せて「本件各発明」という。)。
- 「 移動無線網として構成された通信網と,無線セルを展開する少なくとも1 つの基地局(100)と,シグナリングチャネル(25)とを有する通信システムであって,

前記シグナリングチャネル(25)を介して基地局(100)が、前記無線セル内に存在する移動局(5, 10, 15, 20)に情報信号を送信し、

これにより1つのユーザクラス(35,40)に所属する個々の移動局(5,10,15,20)には、複数の移動局により共通に使用可能な通信チャネル上で送信するために、どの権限が対応するユーザクラス(35,40)に割り当てられているかが情報通知される通信システムにおいて、

基地局は情報信号とともにアクセス権限データ(55)を送信し、

該アクセス権限データは、アクセス閾値(S)に対するアクセス閾値ビット(S3, S2, S1, S0)と、複数の移動局(5, 10, 15, 20)のユーザクラス(35, 40)に対するアクセスクラス情報(Z3,

Z2, Z1, Z0) を含んでおり、

前記アクセス権限データ(55)は、所属のアクセスクラスビットが第 1の値を有するユーザクラスに所属する移動局が、アクセス閾値(S)に 関係なく通信チャネルにアクセスすることができるよう作成されており、

所属のアクセスクラスビットが第2の値を有するユーザクラスに所属する移動局は、通信チャネルへの当該移動局のアクセス権限を検出するために、前記アクセス閾値(S)がランダム数または擬似ランダム数(R)と比較されるアクセス閾値評価を実行しなければならず、少なくとも1つの移動局(5、10、15、20)の通信チャネルへのアクセス権限が比較結果に依存して割り当てられることを特徴とする通信システム。」

- オ 本件発明2は、以下の構成要件に分説される(以下、各構成要件を「構成要件A」などという。また、本件発明1の構成要件と併せて摘示するときに「各構成要件A」などということがある。)。
 - A 移動無線網として構成された通信網と、無線セルを展開する少なくと も1つの基地局(100)と、シグナリングチャネル(25)とを有す る通信システムであって、
 - B 前記シグナリングチャネル (25) を介して基地局 (100) が,前 記無線セル内に存在する移動局 (5,10,15,20) に情報信号を 送信し,
 - C これにより1つのユーザクラス(35,40)に所属する個々の移動局(5,10,15,20)には、複数の移動局により共通に使用可能な通信チャネル上で送信するために、どの権限が対応するユーザクラス(35,40)に割り当てられているかが情報通知される通信システムにおいて、
 - D 基地局は情報信号とともにアクセス権限データ(55)を送信し,
 - E 該アクセス権限データは、アクセス閾値(S)に対するアクセス閾値

ビット(S3, S2, S1, S0)と、複数の移動局(5, 10, 15, 20)のユーザクラス(35, 40)に対するアクセスクラス情報(Z3, Z2, Z1, Z0)を含んでおり、

- F 前記アクセス権限データ(55)は、
 - F1 所属のアクセスクラスビットが第1の値を有するユーザクラスに 所属する移動局が、アクセス閾値(S)に関係なく通信チャネルに アクセスすることができるよう作成されており、
 - F2 所属のアクセスクラスビットが第2の値を有するユーザクラスに 所属する移動局は、通信チャネルへの当該移動局のアクセス権限を 検出するために、前記アクセス閾値(S)がランダム数または擬似 ランダム数(R)と比較されるアクセス閾値評価を実行しなければ ならず、少なくとも1つの移動局(5,10,15,20)の通信 チャネルへのアクセス権限が比較結果に依存して割り当てられる
- G ことを特徴とする通信システム。

(3) 原告の行為

- ア 原告は、遅くとも平成23年3月4日(本件特許権の設定登録日)以降、 別紙1物件目録記載の通信サービス(以下「原告サービス」という。)を 提供している。
- イ 原告サービスは、W-CDMA (Wideband Code Division Multiple Access) 方式に準拠した携帯電話を使用することができるネットワークを提供するものであり、第3世代携帯電話システム等の普及促進と付随する仕様の世界標準化を目的とする複数の団体のプロジェクトである3GPP (Third Generation Partnership Project) に準拠している。
- ウ 3 G P P は、ある基地局の配下の無線セル内に存在する複数の移動局 (携帯電話、無線電話等の端末。以下同じ。)がランダムアクセスチャネ ル (R A C H。複数の移動局と基地局の間で共通に使用され、複数の移動

局によりランダムにアクセスされるチャネル。) にアクセスする際のアクセスの衝突による過負荷を制御する仕様を,次のとおり定めている。

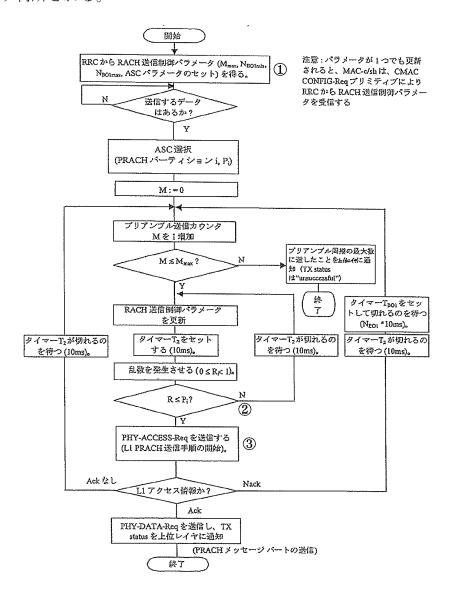
- (ア) 移動局は、優先度の高い五つの特別なアクセスクラスAC11~15 に割り当てられるものがあるほかは、 $0 \sim 9$ のACにランダムに割り当 てられており、これらの数値は、各移動局のSIM又はUSIM(以下、これらを併せて「SIM等」という。)に記憶されている。
- (イ) 基地局は、配下の無線セル内に存在する各移動局に対し、複数のシステム情報ブロックSIBで構成されるシステム情報を送信する。SIB 5には、AC-to-ASCマッピング及び持続スケーリングファクターs,が、SIB7には動的持続レベルNがそれぞれ含まれている。
- (ウ) AC-to-ASC マッピングは、AC とアクセスサービスクラスA S C との対応付けを示す情報であり、具体的には、下記のようにS I B 5 における七つの情報要素 I E によって示され、移動局は、受信した A C -to-ASC マッピングから、S I M等に記録された A C に対応する自局の A S C を求める。 A S C には、0~7の八つが存在し、A S C = 0 が最高の優先度に、A S C = 7 が最低の優先度に対応する。

AC	0 - 9	10	11	12	13	14	15
ASC	1 st IE	2 nd IE	3 rd IE	4 th IE	5 th IE	6 th IE	7 th IE

(エ) Nは、ASCの値に対応する P_i ($i=1\sim7$)を求めるための持続値P(N)に用いられる代数であり、 $1\sim8$ の値をとる。P(N)は、P(N) = $2^{-(N-1)}$ によって求められるところ、ASCと P_i との関係は、次の表のとおりである。

	ASC # i	0	1	2	3	4	5	6	7		
	P _i	1	P(N)	s ₂ P(N)	s ₃ P(N)	s₄ P(N)	s ₅ P(N)	s ₆ P(N)	s ₇ P(N	۷)	
	$ASC\#i$ 0 1 2 3 4 5 6 7 P_1 1 $P(N)$ $S_2P(N)$ $S_3P(N)$ $S_4P(N)$ $S_5P(N)$ $S_5P(N)$ $S_5P(N)$ $S_5P(N)$ $S_7P(N)$ 上記のとおり、 $ASC=0$ のとき、 P_i $(=P_0)$ は常に1となる。他方、 $ASC=1$ のとき、 P_i $(=P_1)$ は、送信される N に基づき、 P_i										
方,	A S C	$= 1 \mathcal{O}$	とき, I	P i (=	P 1) は	,送信	されるI	Nに基づ	ゔき ,	Р	

- $(N) = 2^{-(N-1)}$ により求められる。 $ASC = 2 \sim 7$ のときは, P_i $(=P_{2\sim7})$ は, s_i 及びNに基づき $P_i = s_i$ P_i P_i N_i N_i
- (オ) 移動局におけるRACHへのアクセスの可否は、次のフローチャートのとおり判断される。



すなわち、移動局は0以上1未満のランダム数Rを発生させ、移動局のASCに対応する P_i の値が当該Rと比較され(上記図の②)、Rが P_i 以下である場合に、移動局から「PHY-ACCESS-Req」

という信号が送信されてRACH送信手続が開始され(上記図の③), 移動局のRACHへのアクセス権限が付与されることになる。

上記(x)のとおり、ASC=0のときは、 P_i (x)は、x)の値にかかわらず常に1となるので、x0のは常にx2となり、移動局はx2の値とは無関係にx3となり、x4のアクセス権限が付与される。

また、ASC=1 のときは、 P_i ($=P_1$) は、 P_i (N_i) $=2^{-(N-1)}$ により求められ、N の値によって $0\sim1$ の値となる。 $ASC=2\sim7$ のときは、 P_i ($=P_{2\sim7}$) は、 s_iP_i (N_i) $=s_i\times2^{-(N-1)}$ により求められ、 s_i 及びN の値によって $0\sim1$ の値となる。移動局の $RACH\sim0$ のアクセス権限は、これらの $P_{1\sim7}$ とR との比較により判断される。

(カ) 以上によれば、3 G P P の下では、A S C = 0 のときは、 P_i が N の 値にかかわらず常に1 となり、移動局はN の値とは無関係に常にR A C Hへのアクセス権限が付与される。

また、ASC=1 の場合において、 \bullet (省略) \bullet 他方、ASC=2 の場合において、 \bullet (省略) \bullet (\mathbb{Z} 7~9)

エ 原告は、RACHへのアクセス制御に関する原告サービスの通信網の作動方法(以下「原告方法」という。)又は通信システム(以下「原告システム」といい、原告方法と併せて「原告方法等」という。)が別紙2「原告サービスの構成目録」記載のとおりであると主張している。また、原告方法等においては、SIB5に含まれるs_iの値としては0.5が送信されている。

仮に原告方法等の構成が別紙2記載のとおりのものであるとすると,原 告方法等の下では●(省略)●

他方,原告方法等において●(省略)●また,原告方法等において● (省略)●

(4) 確認の利益

被告が、原告に対し、原告サービスの提供が本件特許権の侵害に当たると 主張して実施料相当額の支払ないし損害賠償を求めているのに対し、原告は これを争っている。ただし、被告は具体的な請求金額を明らかにしていない。

2 争点

被告は、主位的には、仮に原告方法等の構成が別紙2記載のとおりのものであるとしても、ullet (省略) ullet から、原告方法等は本件各発明の構成要件を充足する旨主張する(以下、この主張を「主位的主張」という。)。これに対し、原告は、ullet (省略) ullet ような構成は、各構成要件 $C \sim F$ 2を充足しないと主張する(その余の各構成要件の充足性は争っていない。)。

また、被告は、予備的主張として、仮に各構成要件 $C \sim F2$ の解釈が原告の上記主張のとおりであるとしても、原告方法等の下では、lacktriangle(省略)lacktriangleような構成とはいえないから各構成要件 $C \sim F2$ を充足する旨主張し(以下、①及び②の主張をそれぞれ「予備的主張1」及び「予備的主張2」という。なお、いずれの主張においても、原告方法等のその余の構成は別紙2のとおりであることが前提とされている。)、原告はこれを争っている。

したがって、本件の争点は、次のように整理することができる。

- (1) 充足論(各構成要件C~F2の充足性)
 - ア 主位的主張の当否
 - イ 予備的主張1の当否
 - ウ 予備的主張2の当否
- (2) 損害論
- 3 争点に関する当事者の主張
 - (1) 充足論(各構成要件C~F2の充足性)
 - ア 主位的主張の当否

(被告の主張)

別紙2の原告サービスの構成を前提とすると、別紙3「被告の主位的主張」のとおり、原告方法等は各構成要件C~F2を充足する。

なお、原告は後記(原告の主張)のとおり、各構成要件igo (省略) igo を限定的に解釈するが、igo (省略) igo は特許請求の範囲において限定されておらず、これを<math> igo (省略) igo 構成も排除されていない。

そのことは、①本件特許権の特許請求の範囲の請求項19に、本件発明 1の従属項として、「共通に使用可能な通信チャネル(30)へのアクセ スは、移動局の特定のユーザクラスに対してだけ一時的にまたは持続的に 優先して許可される請求項9から18までのいずれか1項に記載の方 法。」が開示されており、●(省略)●構成が開示されていること、②本 件明細書には、アクセス閾値はインターバル $\{0, 1...n+1\}$ から成 り, ランダム数等はインターバル { 0, 1...n } から成る構成 (段落 【0027】),すなわち,●(省略)●構成が開示されていること,③ 本件明細書に「優先クラスに所属しない移動局が優先閾値Pとの比較を実 行せずに、RACH30へのアクセスを許可するために単に、アクセス閾 値Sより大きいか、または等しいランダム数または擬似ランダム数Rを引 き算することも可能である。」との記載があり(段落【0029】)、● (省略) ●構成が開示されていること、④本件明細書には、ランダム数等 がアクセス閾値より大きいか等しい場合にアクセスが許容され、そうでな い場合はアクセスが許容されないことが記載されているところ(段落【0 039】),●(省略)●こと,⑤本件明細書の実施例(段落【004 2】及び図4)において、評価ユニット60が図4のフローチャートに従 って作動した結果,アクセス閾値評価を実行するプログラム点215 (「ランダム数等≧アクセス閾値?」の判断が実行される。)で●(省 略)●ことからも明らかである。

(原告の主張)

● (省略) ●

別紙2の原告方法等の構成によれば、原告方法等の下では、● (省略) ●されているとはいえない。

したがって、原告方法は、本件発明1の構成要件●(省略)●をいずれも充足しない。また、原告システムは、本件発明2の構成要件●(省略)●をいずれも充足しない。

イ 予備的主張1の当否

(被告の主張)

原告方法等においては、ullet(省略)ulletすることができる。そのことは、①原告が原告方法等においてullet(省略)ulletことを示すものとして行った実験(甲16)が不適切な実験であり、原告はullet(省略)ulletことを示す証拠を何一つ提出していないこと、②後記(原告の主張)のドメイン特定アクセス制御(DSAC)がullet(省略)ullet必要性がないとはいえないことからも明らかである。したがって、原告方法等においては、ullet(省略)ulletこととなり、各構成要件ulletC \sim F2を充足する。

(原告の主張)

ウー予備的主張2の当否

(被告の主張)

原告方法等においては、lacktriangle (省略) lacktriangle スケーリングファクターとしては $s_2 = 0$. 5 が送信されており、lacktriangle (省略) lacktriangle ことができる。そのことは、lacktriangle lacktriangle lacktriangle

● (省略) ●ことを推認させること,②原告は● (省略) ●している合理的理由を説明していないことからも明らかである。したがって,原告方法等において● (省略) ●こととなるから,原告方法等は各構成要件C~F 2を充足する。

(原告の主張)

原告方法等においては、●(省略)●

3 G P P において、A S C = 0 は緊急通報の場合又は同等の優先度を有する理由での使用が予定されている● (省略) ●

(2) 損害論

(被告の主張)

上記のとおり、原告方法等は本件各発明の技術的範囲に属するから、被告は、原告に対し、本件特許権の侵害に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を有する。

(原告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点(1)ア(主位的主張の当否)について 被告は、仮に原告方法等の構成が別紙2のとおりのものであるとしても、
 - (省略) ●から、原告方法等は各構成要件C~F2を充足する旨主張する。 しかしながら、各構成要件F2における● (省略) ●に当たるとすること はできないものと解するのが相当である。したがって、別紙2の原告方法等 を前提とすると、原告方法等は各構成要件● (省略) ●を充足しないから、 被告の主位的主張は採用することができない。

その理由は、次のとおりである。

(1) 証拠(甲2)によれば、次の事実が認められる。

ア 本件各特許の特許請求の範囲の記載をみると、本件発明1 (移動無線

網として構成された通信網の作動方法に関する発明)及び本件発明2(通信システムに関する発明)の各構成要件F・F1・F2は、無線セル内の全ての移動局を、所属のアクセスクラスビットが第1の値を有するユーザクラス(以下「第1のユーザクラス」という。)に属する移動局(以下「第1の移動局」という。)と、第2の値を有するユーザクラス(以下「第2のユーザクラス」という。)に属する移動局(以下「第2の移動局」という。)の二つに大別し、第1の移動局はアクセス閾値に関係なく通信チャネルにアクセスすることができるようにされているのに対し、第2の移動局が通信チャネルにアクセスするためには、アクセス閾値がランダム数等と比較されるアクセス閾値評価を実行してその比較結果に依存した割り当てがされなければならないという●(省略)●ことが必須の構成とされている点で共通する。

なお、本件特許権に係る特許請求の範囲には、本件各発明以外の独立項として請求項1の発明(アクセス権限を通信網の少なくとも一つの移動局に設定する方法に関する発明)及び請求項6の発明(移動局に関する発明)が記載されているところ、これらの発明も、本件各発明と同様に、移動局の所属するユーザクラスを二つに分け、●(省略)●ことが必須の構成とされている。

- イ 本件明細書の発明の詳細な説明には、次の趣旨の記載がある。
 - (ア) 本発明が解決しようとする課題は、移動通信網で作動する多数の移動局が、遠隔通信チャネルを介して基地局に情報を送信する際、種々の移動局からの通信が通信チャネル上で衝突する危険があることから、そのような衝突を避け、移動局が基地局と通信できるようにするため、移動局の通信チャネルへのアクセスが効率的に行えるようにするところにある(段落【0004】)。
 - (イ) 上記課題を解決するため、移動局の所属するユーザクラスを二つに

区分し、●(省略)●(段落【0005】~【0008】)。そして、少なくとも一つの移動局の評価ユニットで、アクセス権限データが、少なくとも一つの所定のユーザクラスに対するアクセスクラス情報を備えるアクセス権限情報を含んでいるか否かが検査され、含んでいる場合には、少なくとも一つの移動局が少なくとも一つの所定のユーザクラスに所属することを前提にして、少なくとも一つの移動局の通信チャネルへのアクセスを、当該ユーザクラスに対するアクセスクラス情報に依存して許可する。このようにして、移動局がアクセス関値を用いたランダム分配に基づき、当該通信チャネルへのアクセスが認められない場合であっても、所定のユーザクラスの移動局自体は遠隔通信チャネルの使用が許可される。このようにして例えば、警察、消防等の非常サービスの移動局をこのような所定のユーザクラスに割り当てることができる。このユーザクラスはランダム分配に依存しないで遠隔通信チャネルに優先的にアクセスすることができる(段落【0011】)。

- (ウ) RACHの過負荷は、ネットワークプロバイダがRACHへのアクセスを個々の移動局に対して所期のように制限することによって回避することができる。ここでRACHへのアクセスは、例えば移動局の所定のユーザクラスに対してだけ一時的に又は持続的に優先して許容される。ネットワークプロバイダは、個々の移動局に対し、一つ又は二つのユーザクラスへのその所属性に依存して、RACHへのアクセスをイネーブルすることができる(段落【0022】)。
- (2) 上記認定事実を基に、被告の主位的主張の当否を判断する。
 - ア (省略) (広辞苑第5版), (省略) (情報・通信新語辞典2002年版)をいうものとされている(甲3, 4)。

そうすると、各構成要件F2の●(省略)●という用語が用いられて

いるものと解することができる。

- イ ある通信方法又はシステムが、●(省略)●に当たるか否かは、各構成要件F2の文言のみからでは、必ずしも定かではない。
 - (ア) 上記の場合,各構成要件F2の文言に着目する限り,形式的には● (省略) ●とする解釈も成り立ち得ないものではない。
 - (イ) しかしながら、前記(1)アのとおり、本件各発明は、無線移動網として構成された通信網の作動方法又は通信システムに関する発明であるところ、いずれも、移動局の所属するユーザクラスを二つに分け、第1の移動局はアクセス関値に関係なく通信チャネルにアクセスすることができるようにされているのに対し、第2の移動局が通信チャネルにアクセスするためには、アクセス関値がランダム数等と比較されるアクセス関値評価を実行してその比較結果に依存した割り当てがされなければならないという●(省略)●ことを必須の構成としている。このような構成要件の記載に照らすと、各構成要件F2の記載は、その技術的意義を考慮に入れつつ、各構成要件F1との対比の下に解釈すべきものであり、このように解するときは、次のとおり、前記(ア)のような解釈は採用することができないものというべきである。

すなわち,仮に,本件各発明について前記(ア)のような解釈を採ると,まず,当該通信方法又はシステムにおいて,●(省略)●上記のような場合を技術的範囲に含むとすれば,本件各発明は技術的意義を有しないと解される。

他方,当該方法等において,●(省略)●したがって,このような場合も技術的範囲に含むとすれば本件各発明はやはり技術的意義を有しないと解される。

(ウ) そうすると、第1のユーザクラスと第2のユーザクラスとを区別し、 かつ、●(省略)●とする本件各発明の構成が技術的意義を有するの は、●(省略)●場合に限られることとなる。

このような解釈は、上記アの●(省略)●とも整合するものと解される。

ウ 上記イ(ウ)の解釈は、本件明細書の発明の詳細な説明からも裏付けることができる。

すなわち,前記認定事実によれば,本件各発明の課題は,種々の移動局からの通信が通信チャネル上で衝突する危険を避け,移動局の通信チャネルへのアクセスが効率的に行えるようにするところにある。そして,本件明細書は,上記の課題を解決するために,●(省略)●警察,消防等の非常サービスの移動局を第1のユーザクラスに割り当てることができ,このユーザクラスはランダム分配に依存しないで遠隔通信チャネルに優先的にアクセスできるとの解決手段を開示しており,この点に本件各発明の本質的な部分があるということができる。

そうすると、●(省略)●になる。なお、本件明細書中に、上記のような各構成が本件各発明の技術的範囲に属することを開示ないし示唆する記載は見当たらない。

- エ 以上のとおり、各構成要件 F 2 における (省略) に当たるとする ことはできないものと解するのが相当である。
- オ 別紙 2 記載の原告方法等においては、● (省略) (前記前提事実(3) エ)。したがって、原告方法等において● (省略) というべきであるから、原告方法等は各構成要件● (省略) を充足しないものと解するのが相当である。

よって、被告の主位的主張は理由がないものと解される。

(3) これに対し、被告は、①本件特許権の特許請求の範囲の請求項19には、 ●(省略) ●構成が開示されている、②本件明細書(段落【0027】)

には、●(省略)●構成が開示されている、③本件明細書(段落【002

9】) に●(省略)●構成が開示されている,④本件明細書(段落【0039】)には,●(省略)●⑤本件明細書の実施例(段落【0042】及び図4)のアクセス閾値評価(「ランダム数等≧アクセス閾値?」の判断が実行される。)で●(省略)●と主張する。

しかし、次のとおり、これらの主張はいずれも失当である。

ア 上記①の主張について

本件特許権の特許請求の範囲の請求項19には、本件発明1の従属項として、「共通に使用可能な通信チャネル (30) へのアクセスは、移動局の特定のユーザクラスに対してだけ一時的にまたは持続的に優先して許可される請求項9から18までのいずれか1項に記載の方法。」との発明が記載されているところ、これは、本件明細書中の「RACHへのアクセスは例えば移動局の所定のユーザクラスに対してだけ一時的にまたは持続的に優先して許容される。」との記載(段落【0022】)に基づく発明と解される。そして、上記記載は、上記(1)イ(ウ)のとおり、本件各発明における第1のユーザクラスに割り当てられた第1の移動局に対して、一時的に又は持続的に、通信チャネルへのアクセスを許可するというものであるから、●(省略)●構成が本件各発明の技術的範囲に含まれるか否かに直接関わりのある記載とはいえない。

イ 上記②の主張について

証拠(甲2)によれば、本件明細書に、「アクセス閾値Sはインターバル $\{0, 1...n+1\}$ からなり、ランダム数または擬似ランダム数Rはインターバル $\{0, 1...n\}$ からなることが当てはまる。このことによりRACH30の使用をアクセス閾値S=n+1により、全ての移動局5、10、15、20に対して制限することができる。すなわちRACH30へのアクセスが阻止される。ランダム数または擬似ランダム数Rが同じように分布されたランダム関数により相応のインターバル $\{0, 1...n\}$

1...n } から引き算されれば、RACH30へのアクセスの確率は全ての移動局5,10,15,20に対して等しい。」との記載(段落【0027】)があることが認められる。

すなわち、本件明細書の上記段落に記載されているのは、●(省略) ●ような構成を開示するものではないと解される●(省略)●ことを前 提とする記載と解することはできない。)。このことは、本件明細書に おいて●(省略)●ことからもうかがわれるところである。

ウ 上記③~⑤の主張について

次のとおり、被告の指摘する箇所に所論の記載があることは、いずれ も、本件明細書において●(省略)●構成が排除されていないとする被 告の主張の裏付けとなるものではないと解される。

すなわち、上記③の主張につき、証拠(甲2)によれば、本件明細書に、「優先クラスに所属しない移動局が優先閾値Pとの比較を実行せずに、RACH30へのアクセスを許可するために単に、アクセス閾値Sより大きいか、または等しいランダム数または擬似ランダム数Rを引き算することも可能である。」との記載(段落【0029】)があることが認められるものの、これは、本件明細書において●(省略)●(段落【0027】、【0042】等参照)を前提とする記載にすぎないものと解される。また、上記④の主張につき、被告の引用する本件明細書(段落【0039】)の記載(ランダム数等がアクセス閾値より大きいか等しい場合にアクセスが許容され、そうでない場合はアクセスが許容されない旨の記載)は、単に各構成要件F2の構成を説明するものということができる。さらに、上記⑤の主張につき、被告の指摘するプログラム点215におけるアクセス閾値評価の記載されている図4a及びこれを説明する本件明細書の記載(段落【0042】)は、単に本件各発明の実施形態の流れをフローチャートとして説明するものと解される。

- 2 争点(1)イ(予備的主張1の当否)について
 - (1) 被告は、原告方法等においては●(省略)●することができると主張する。
 - (2) しかしながら, 前記 1(2) (省略) ●によれば, 被告において原告方法 等の各構成要件 C~F 2 の充足性を主張する以上, 被告は原告方法等において (省略) ●ことを立証する必要があると解される。

ところで、原告方法等においてSIBとして●(省略)●送信されているかは、3GPPテストプログラムがインストールされた端末を使用し、原告に割り当てられた地上波公共移動通信ネットワークから発信された通信信号を受信して、そのデータを信号解析ソフトウェアで解析する手法により、第三者において日時・場所を問わず調査することができるものである。

証拠(乙 4 , 1 9)によれば,実際,被告は,本件提訴の約半年前である平成 2 3 年 9 月 1 3 日及び本件訴訟係属中の平成 2 5 年 9 月 2 7 日,上記手法により原告サービスにおいて送信されている S I Bを受信する実験を行い,その解析をしたが, \blacksquare (省略) \blacksquare ことが認められる。

したがって, ● (省略) ●との被告主張事実を認めることはできない。

(3) これに対し、被告は、①原告が原告方法等において●(省略)●ことを示すものとして行った実験(甲16)は不適切な実験である、②原告の主張するようなDSACが●(省略)●必要性がないとはいえないと主張する。

しかしながら、原告が行った実験は、● (省略) ●ことを示すものであり、その限度では実験の過程及び結果に不合理なところは見当たらない。しかも、● (省略) ●ことは被告において立証すべき事項であり、原告による上記実験結果の提出は反証にすぎないから、仮にそれが適切さを欠く実験であったとしても、そのことにより直ちに被告の主張事実が認められ

ることとなるものではない。したがって、上記①の主張は失当である。

また、原告は、原告方法等において●(省略)●ことを主張したにすぎないところ、被告は、DSAC●(省略)●における必要性を主張するものにすぎず、原告方法等において●(省略)●ことを裏付ける主張として不十分であるといわざるを得ない。したがって、上記②の主張も理由がない。

- 3 争点(1)ウ(予備的主張2の当否)について
- (1) 被告は、原告方法等においては、lacktriangle (省略) lacktriangle スケーリングファクターは $s_2 = 0$. 5 が送信されており、lacktriangle (省略) lacktriangle と主張する。
- (2) しかしながら、被告は原告方法等において●(省略)●ことを立証する必要があり、かつ、●(省略)●の情報は、上記2(2)と同様の方法により被告において立証可能であるところ、被告が行った前記2回の実験においては、
 - ●(省略) ●ことが認められる(乙4, 19)。したがって、被告主張事実を認めることはできないから、原告方法等が●(省略) ●を充足するということはできないものと解される。
- (3) これに対し、被告は、①スケーリングファクターとして s 2=0.5 が送信されていることは、●(省略)●ことを推認させる、②原告は●(省略)
 ●している合理的理由を説明していないと主張する。

そこで判断するに、原告は、上記①の点に関し、原告方法等において● (省略) ●と主張している。そして、証拠(甲6,7,12,13)によれば、3GPP標準の仕様書に、●(省略) ●旨の記載があることが認められる。これらによれば、原告方法等において●(省略) ●のであるから、原告の上記主張には合理性が認められ、被告の上記①の主張は採用することができない。

また、証拠(甲6)によれば、3GPP標準の仕様書に、ASC0は緊急 通報の場合又は同等の優先度を有する理由で使用するとの記載があることが 認められる。これによれば、原告方法等において●(省略)●との原告主張 には合理性が認められ、上記②の主張も採用することができない。

4 文書提出命令の申立てについて

- (1) 被告は、①原告方法等の構成が原告の主張するとおりのものであることは示されていない、②原告の行った前記実験(甲16)には信用性が認められないなどとして、予備的主張1及び予備的主張2に係る事実を立証するため、特許法105条1項に基づき、原告の所持する●(省略)●等の提出を求める申立て(以下「本件申立て」という。)をする。
- (2) しかしながら、既に説示したとおり、上記各事実は被告において立証すべき事実であり、また、仮に上記実験に信用性が認められないとしても、それにより直ちに上記各事実が認められることになるものでもないから、上記①及び②の主張はいずれもそれ自体文書提出命令の必要性を基礎付けるものではない。

被告は、既に説示したとおり、原告方法等においてSIBとして●(省略)●が送信されているかを、原告からの情報開示によることなく、独自に調査・解析することができるのであり、そのための実験は、遅くとも被告による最初の実験(乙4)が行われた平成23年9月以降3年以上の間、日本全国のいずれの地域においても行う機会が存在したものである。しかるに、被告が証拠として提出した実験結果は2通にすぎず(乙4、19。前説示のとおり、これらの実験結果は,原告方法等が別紙2のとおりであることを裏付けるものであった。)、これ以外に実験が行われたのか否かすら定かではない。

弁論の全趣旨によれば、被告は、本件提訴に先立つ平成23年11月の原告との面談において、原告に対し、上記実験結果(乙4)を示して原告方法等が本件各発明の技術的範囲に属する旨を主張した事実が認められるところ、仮に上記実験結果のみに基づいて上記主張をしたのであれば、確

たる根拠もなく特許権侵害の主張をした結果,原告による本件提訴を招来 したと評価されてもやむを得ないところである。しかも,被告は,本件提 訴後,予備的主張1及び予備的主張2の立証としては,上記2通の実験結 果を提出したにすぎず,また,自ら反訴を提起したり損害額又は不当利得 額の主張をしたりしようともしない。

このような被告の応訴態度は、自ら行うべき立証の機会を放棄して原告の反証や●(省略)●を求め続けてきたと評価せざるを得ないものであって、被告は、原告方法等において予備的主張に係る事実が存在しないと推測しながら探索的に本件申立てをしたものと推認されてもやむを得ないところである。したがって、本件申立ては証拠調べの必要性を欠くものであるから、当裁判所は本件申立てを却下する。

(3) なお、特許法105条1項ただし書の「正当な理由」の有無は、当該書類を開示することによりその所持者が受ける不利益と、これが提出されないことにより申立人が受ける不利益とを比較衡量して判断すべきところ、被告の上記(2)の応訴態度に加え、本件申立ての対象文書に記載された情報はその性質上いずれも原告の営業秘密に当たると認められることを考慮すれば、本件において原告がその提出を拒むことには正当な理由があると解すべきである。

よって,本件申立ては,この点からも理由がない。

5 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理 由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

裁判長裁判官 長谷川 浩二二

裁判官 植 田 裕 紀 久

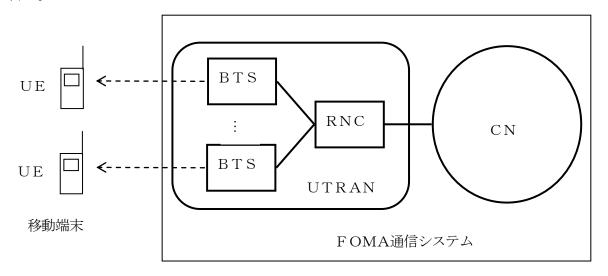
(別紙1)

物 件 目 録

「FOMA」の名称で原告により提供されているW-CDMA方式を使った第3世代携帯電話通信サービス

原告サービスの構成目録

1 別紙1の物件目録記載の通信サービスを提供する原告のシステム(以下,「FOM A通信システム」という。)は、基幹網であるコアネットワーク(CN:Core Network)と、無線技術を制御して移動端末(UE:User Equipment)を接続するための無線アクセスネットワーク(UTRAN:UMTS Terrestrial Radio Access Network)とから構成される。UTRANは、無線基地局(BTS:Base Transceiver Station)と、無線ネットワーク制御装置(RNC:Radio Network Controller)とを含む。



2 UTRANは、UEへシステム情報を報知する(3GPP TS 25.331 V8.6.0の「Figure 8.1.1-1: Broadcast of system information」を参照)。システム情報は、複数のシステム情報ブロック(SIB: System Information Block)から構成され、このうち、システム情報ブロックタイプ 5 (SIB5)には、3GPP規格上「AC (アクセスクラス)ーtoーASC (アクセスサービスクラス)マッピング」と呼ばれる情報要素が含まれる(3GPP TS 25.331 V8.6.0の「8.5.13 Mapping of Access Classes to Access Service Classes」を参照)。

● (省略) ●

3 UTRANからUEへ報知されるシステム情報のうち、システム情報ブロックタイプ7 (SIB7)には、3GPP規格上「動的持続レベル (Dynamic Persistence Level) N」と呼ばれる情報要素が含まれる (3GPP TS 25.331 V8.6.0の「8.5.12 Establishment of Access Service Classes」を参照)。

● (省略) ●

● (省略) ●なお、RACHへのアクセスに関するUEの動作として、3GPP規格により定められているのは、UEは、持続値 P_i に基づいて、RACHへのアクセスが許可されるか否かを判断するということだけである *1 。

ここで、UEにおいて、0以上1未満の範囲で乱数Rを発生し、 $R \le P_i$ が成立する場合にRACHへのアクセスが許可されると判断する構成(3GPP TS 25.321 V6.5.0の「Figure 11.2.2.1: RACH transmission control procedure (UE side, Informativ

● (省略) ●

また、ASC=0は、3GPP規格上、最高の優先度であって、緊急通報又は同等の優先度を有する場合に使われなければならないところ *2 、 \bullet (省略) \bullet

4 ● (省略) ●

以上

^{*1 3}GPP TS 25.321 V6.5.0の「11.2.2 Control of RACH transmissions for FDD mode」にある「Based on the persistence value P_i , the UE decides whether to start the L1 PRACH transmission procedure in the present transmission time interval or not.」という記載を参照(本記載中の、レイヤ 1 の物理RACH送信手順を開始してよいか否かを判断するということが、RACHへのアクセスが許可されるか否かを判断するということを意味するものとする)。

^{*2 3}GPP TS 25.331 V8.6.0の「8.5.12 Establishment of Access Service Classes」にある「ASC 0 = highest priority. ... ASC 0 shall be used in case of Emergency Call or for reasons with equivalent priority.」という記載を参照。

被告の主位的主張

1 原告方法について

- (1) 別紙2の原告サービスの構成を前提とすると、原告方法は次のように分説される(以下、それぞれの構成を「構成a」などという。)。
 - a 移動無線網として構成された基地局を備える通信網の作動方法であって,
 - b 前記基地局は、複数の移動局の存在する無線セルを展開し、
 - c 前記基地局は、前記複数の移動局に、N及びAC-to-ASCマッピングを含むシステム情報を送信し、
 - d・e 当該情報は、Rよりも大きい場合に通知チャネルへのアクセスが可能となる閾値P(N)を導くための情報であるNと、複数の移動局のSIM等に記憶されているACとASCとの対応付けをする情報であるAC-to-ASCマッピングを含んでいる方法において、
 - f 前記N及びAC-to-ASCマッピングは、RACHへの移動局による アクセスを、次のように許可するよう作成されており、すなわち
 - f 1 移動局のS I M等に記憶されているA C と受信したA C t o A S C マッピングに基づき得られる- (省略) -
 - f 2 移動局のSIM等に記憶されているACと受信したAC-to-AS Cマッピングに基づき得られる●(省略)●
 - g を特徴とする方法。
- (2) 原告方法は、次のとおり、本件発明1の構成要件C~F2を充足する。
 - ア アクセス閾値とは、ランダム数等と比較され、その比較結果に依存して通信チャネルへのアクセス権限が割り当てられるものであり、アクセス閾値ビットとは、アクセス閾値に対応するビットであるから、原告方法のP(N)がアクセス閾値に、Nを表現するビットがアクセス閾値ビットに該当する

(構成 $d \cdot e$, $f \cdot 2$)。また,アクセスクラス情報とは,ユーザクラスに対応した,通信チャネルへのアクセスの可否に関連した情報であり,複数のユーザクラスに対応するアクセスクラスビットで構成されるものであるから,原告方法における $AC - t \cdot o - ASC$ マッピングがアクセスクラス情報に,これを構成する個々の情報要素である IE がアクセスクラスビットに,それぞれ該当する(構成 $f \cdot 1$, $f \cdot 2$)。また,基地局から移動局へのN及び $AC - t \cdot o - ASC$ マッピングを含むシステム情報であるアクセス権限データの送信が情報信号により行われるから,原告方法は,構成要件C を充足する。

- イ Nは、Rとの比較に使用されるP(N)を特定するものであり、P(N)がRよりも大きい場合にはRACHへのアクセスが可能となる。また、AC-to-ASCマッピングは、ACとASCとの対応付けをする情報であり、ACと受信したAC-to-ASCマッピングに基づき得られる●(省略)
 - ●原告方法の構成 d における「当該情報」は、どの移動局に対して、RAC Hの基地局にアクセスするための権限が割り当てられているかという情報を含んでいる。したがって、原告方法は、構成要件Dを充足する。
- ウ 上記アのとおり、原告方法のNは、「アクセス閾値に対するアクセス閾値 ビット」に、AC-to-ASCマッピングは、「ユーザクラスに対するア クセスクラス情報」に、それぞれ該当し、これらの送信は、アクセス権限デ ータの送信に該当するから、原告方法は、構成要件Eを充足する。
- エ 原告方法は、●(省略)●から(構成 f 1),構成要件 F 1 を充足する。 また、原告方法は、●(省略)●から(構成 f 2),構成要件 F 2 を充足する。

2 原告システムについて

- (1) 別紙2の原告サービスの構成を前提とすると、原告システムは次のように分説される。
 - a 移動無線網として構成された通信網と、無線セルを展開する基地局と、シ

グナリングチャネルとを有する通信システムであって,

- b 前記シグナリングチャネルを介して基地局が,前記無線セル内に存在する 移動局にシステム情報を送信し,
- c これにより一つのACに所属する個々の移動局には、RACH上で送信するために、Rよりも大きい場合に通知チャネルへのアクセスが可能となるP(N)を導くための情報であるNと、複数の移動局のSIM等に記憶されているACとASCとの対応付けをする情報であるAC-to-ASCマッピングが情報通知される通信システムにおいて、
- d 基地局はN及びAC-to-ASCマッピングを含むシステム情報を送信し,
- e 前記Nは、Rよりも大きい場合に通信チャネルへのアクセスが可能となる P(N)を導くための情報であり、前記AC-to-ASCマッピングは、 複数の移動局のSIM等に記憶されているACとASCとの対応付けをする 情報であって、
- f 前記N及びAC-to-ASCマッピングは,
 - f 1 移動局のSIM等に記憶されているACと受信したAC-to-AS
 - (省略) ●
 - f 2 移動局のSIM等に記憶されているACと受信したAC-to-AS
 - (省略) ●
- g を特徴とする通信システム。
- (2) 原告システムにおいては、「アクセス閾値」、「アクセス閾値ビット」、「アクセスクラス情報」、「アクセスクラスビット」及び「アクセス権限データ」と原告システムとの対応関係は上記1(2)と同様であり、●(省略)●から、原告システムは本件発明2の構成要件C~F2を充足する。